

山梨県公報

第二千五百四十七号

平成二十七年

十月一日

木曜日

目次

告示

- 救急病院等の認定……………六四七
- 特定非営利活動法人の設立の認証申請……………六四七
- 公共測量の実施……………六四七
- 開発行為に関する工事の完了について……………六四七

告示

山梨県告示第三百七号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十七年十月一日

山梨県知事 後藤 齋

一 救急病院の名称及び所在地

名称	所在地
上野原市立病院	上野原市上野原三千五百四番地三

二 認定期限

平成三十年九月三十日

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり

り特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十月一日

山梨県知事 後藤 齋

一 申請のあった年月日 平成二十七年九月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

1 名称 特定非営利活動法人ふくし小淵沢

2 代表者の氏名 十五 陽一郎

3 主たる事務所の所在地 山梨県北杜市小淵沢町五千二十五

4 定款に記載された目的

この法人は、高齢者・障害者・児童はじめ地域の生活者に対して、地域で安心して過ごせるように、地域福祉サービス事業の提供を行い、地域福祉活動の質の向上を図ると共に、啓蒙活動を通じ、地域社会の活性化を図り、広く地域の福祉活動に貢献することを目的とする。

三 縦覧期間 平成二十七年九月二十五日から同年十一月二十四日まで

● 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により甲府市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年十月一日

山梨県知事 後藤 齋

一 測量の種類 公共測量(修正数値図化・編集【GISレベル五百地形図】)

二 測量の地域 甲府市の一部、甲斐市の一部、中央市の一部及び中巨摩郡昭和町(甲府市上下水道局給水区域)

三 測量の期間 平成二十七年九月十五日から平成二十八年三月十八日まで

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十七年十月一日

山梨県知事 後藤 齋

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡昭和町西条字穴田一六九五の一及び一六九五の五の区域
二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
甲斐市万才三百六十五番地二 加藤 譲